

医療療養病床転換整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、医療の効率的な提供を推進するため、医療療養病床転換整備事業を行う医療法人等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「医療療養病床転換整備事業」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)附則第2条の規定並びに病床転換助成事業実施要綱(平成20年10月15日保発第10150002号厚生労働省保険局長通知)及び病床転換助成事業交付金交付要綱(平成23年3月31日厚生労働省発保第0331第1号厚生労働省事務次官通知)に基づく病床転換助成事業のうち、第4に規定する交付の申請時の初年度において医療法(昭和23年法律第205号)第27条の規定により使用許可を得ている次のア及びイに掲げる病床(以下「医療療養病床等」という。)を、別表1に掲げる介護保険施設等に転換するために、別表2に掲げる整備区分毎の整備内容に応じて行う事業をいう。

ただし、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。)から次のア及びイに掲げる病床へ一旦移行し、6か月の期間を経ずして別表1に掲げる介護保険施設等に転換するア及びイの病床は除く。

ア 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床(介護療養病床を除く。)

イ 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、アに規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

(2) この要綱において「医療法人等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 医療法第39条第2項に規定する医療法人

イ 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者(アに該当する者を除く。)

ウ 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

第3 補助の対象及び補助率(額)

別表3に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各2部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 交付申請一覧表(様式第2号)

ウ 申請額算出内訳書(様式第3号)

エ 事業計画書(様式第4号)

オ 資金状況調(様式第5号)

カ 収支予算書の抄本(市町にあっては、歳入歳出予算書(見込書)の抄本)

キ 各室に室名及び面積を明らかにした表(改修及び改築の場合は、既存の施設との関係を明示すること。また、整備区分が複数にわたる場合は、整備区分毎にまとめること。)

ク 配置図、平面図及び立面図(改修及び改築の場合は、既存の施設との関係を図面上で明示すること。また、整備区分が複数にわたる場合は、整備区分毎に色分けする等で明示すること。)

ケ 既存の施設の解体撤去工事の状況のわかる写真(改修の場合に限る。)

コ 工事費費目別内訳書

サ その他参考となる資料

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合。
 - (ア) 整備区分の変更
 - (イ) 設置場所
 - (ウ) 建物の規模又は構造
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円(補助事業を実施する者が地方公共団体の場合は50万円)以上の不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県の定めるところにより、県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助対象者が市町の場合においては、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による医療療養病床転換整備事業費補助金調書を作成し、これを補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (7) 補助対象者が市町以外の場合においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業を行うため締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 補助事業を実施する者は、この補助金と対象経費を重複して他の法律又は予算制度に基づく国の負担金又は補助を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各2部

- ア 変更承認申請書(様式第7号)
- イ 変更申請一覧表(様式第2号)
- ウ 変更申請額算出内訳書(様式第3号)
- エ 変更事業計画書(様式第4号)
- オ 変更収支予算書の抄本(市町にあつては、変更歳入歳出予算書(見込書)の抄本)
- カ 変更後の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表(改修及び改築の場合は、既存の施設との関係を明示すること。また、整備区分が複数にわたる場合は、整備区分毎にまとめること。)
- キ 変更後の配置図、平面図及び立面図(改修及び改築の場合は、既存の施設との関係を図面上で明示すること。また、整備区分が複数にわたる場合は、整備区分毎に色分けする等で明示すること。)
- ク 変更後の工事費費目別内訳書
- ケ その他参考となる資料

第7 実績報告

(1) 提出書類 各2部

- ア 実績報告書(様式第8号)
- イ 精算額一覧表(様式第9号)
- ウ 精算額内訳書(様式第10号)
- エ 事業実績報告書(様式第11号)
- オ 工事契約金額報告書(様式第12号)
- カ 収支決算(見込)書の抄本(市町にあつては、歳入歳出決算(見込)書の抄本)
- キ 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書
- ク 工事請負契約書の写し(工事内訳書を含む。)

- ケ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第7項の規定による検査済証の写し
- コ 各室に室名及び面積を明らかにした表(改修及び改築の場合は、既存の施設との関係を明示すること。また、整備区分が複数にわたる場合は、整備区分毎にまとめること。)
- サ 配置図、平面図及び立面図(改修及び改築の場合は、既存の施設との関係を図面上で明示すること。また、整備区分が複数にわたる場合は、整備区分毎に色分けする等で明示すること。)
- シ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
- ス その他参考となる資料

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第13号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書(様式第13号)

イ 資金状況調(様式第5号)

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る

消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第14号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則（平成21年4月23日厚生部長通知）

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年3月21日健康福祉部長通知）

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年11月30日健康福祉部長通知）

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年6月24日健康福祉部長通知）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる

附 則（令和3年3月31日健康福祉部長通知）

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1

区 分	施 設 の 種 類
(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設	ア 特別養護老人ホーム イ 特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設 (在宅の要介護者を短期間入所させて介護を行うための居室) ウ 軽費老人ホーム
(2) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設
(3) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院	介護医療院
(4) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点	小規模多機能型居宅介護事業所
(5) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居	認知症高齢者グループホーム
(6) 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供する拠点	看護小規模多機能型居宅介護事業所
(7) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	有料老人ホーム (居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)
(8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の規定により登録されている賃貸住宅	サービス付き高齢者向け住宅 (老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。)
(9) 高齢者生活福祉センター運営事業の実施について(平成12年9月27日付厚生省老人保健福祉局長通知)3に規定する生活支援ハウス	生活支援ハウス (離島振興法(昭和28年法律第72号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づくものに限る。)

別表 2

整備区分	整備内容
改修	医療療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うものであること。
改築	医療療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。
創設	医療療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。

別表 3

補助対象経費	補助基準額		補助率(額)
	整備区分	転換1床当たりの基準単価	
施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等(別の補助金において補助対象となる費用を除く。)を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷地に要する経費 (3) 既存の建物の取得に要する経費 (4) その他適当と認められない経費	改修	500,000円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内
	改築	1,200,000円	
	創設	1,000,000円	

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

医療療養病床転換整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(市町にあつては、市町長 氏 名)

年度において医療療養病床転換整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号(用紙 日本産業規格A4横型)

交付申請一覧表(変更申請一覧表)

(単位:円)

転換前		転換先		補助申請額・概算払の承認申請額
施設の種類	施設の名称	施設の種類	施設の名称	
計				

(注) 変更申請一覧表の場合は、変更前の事項を上段に括弧書きし、変更後の事項を下段に記載すること。

様式第3号(用紙 日本産業規格A4横型)

申請額算出内訳書(変更申請額算出内訳書)

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

(単位:円)

整備区分	病床数	転換前 病床数 a	転換先 施設 床数	補助基 準単価 b	補助 基準額 A (=a×b)	対象経 費の実 支出額 B	総事業費 C		寄附金 その他の 収入額 D	差引額 E (=C-D)	選定額 F	補助金 所要額 G	補助金 所要額 G	
							初年度 (割合)	翌年度 (割合)					初年度 (割合)	翌年度 (割合)
合計														

平成20年4月17日老発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の①に規定する抵当権設定の有無。	有	無
---	---	---

- (注)
- 「病床数」欄には、医療機関における当該療養病床数及び一般病床数の合計を記載すること。
 - 「転換前病床数」欄には、転換する病床数を記載すること。
 - 「転換先施設床数」欄には、転換前病床数に対応する転換先施設の新設床数を記載すること。
 - 「総事業費」欄には、年度をまたがる場合は、年度分割して、その割合を括弧内に記載すること。
 - 「選定額」欄には、A欄、B欄及びE欄の額を比較して最も低い額を記載すること。
 - 「補助金所要額」欄には、「選定額」のうち、1,000円未満の端数を切り捨てたものを記載し、年度をまたがる場合は、「総事業費」の年度分割と同じ割合で分割し、その割合を括弧内に記載すること。
 - 変更申請額算出内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きにし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号(用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書(変更事業計画書)

1 施設の概要

	転換前施設の概要	転換先施設の概要
施設の名称		
施設の種別		
設置主体(経営主体)		
施設の所在地		
病床数又は利用定員		

2 転換に伴う工事

(1) 整備区分

改修、改築、創設の別

(2) 本体工事

ア 改修に係る部分

(ア) 改修部分の面積_____㎡

(イ) 対象病床数_____床

イ 創設に係る部分

(ア) 敷地面積_____㎡

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))

(ウ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

(エ) 建物の構造_____造

(オ) 対象病床数_____床

ウ 改築に係る部分

(ア) 敷地面積_____㎡

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))

(ウ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

(エ) 建物の構造_____造

(オ) 対象病床数_____床

(3) 解体撤去工事

ア 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

イ 建物の構造_____造

ウ 建築年月日

エ 補助金の区分

オ 処分(取りこわし)年月日

(4) 仮設施設工事

ア 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

イ 建物の構造_____造

(5) 整備費内訳

ア (2)アに係る工事費 _____円

(2)イに係る工事費 _____円

(2)ウに係る工事費 _____円

イ 小計(主体工事費) _____円

ウ 工 事 事 務 費 _____円

エ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) _____円

(仮設設備整備工事費) _____円

オ その他工事費 _____円

カ 合 計 _____円

(6) 財源内訳

ア 県 費 補 助 金 _____円

イ ○ ○ 補 助 金 _____円

ウ 設 置 者 負 担 金 _____円

(内訳)自己資金 _____円

(株)福祉医療機構借入金 _____円

民間借入金 _____円

寄附金 _____円

その他() _____円

エ 合 計 _____円

(7) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 工期

キ 年度別出来形

(ア) 初年度工事分

(イ) 翌年度工事分

キ 解体撤去工事関係

- (ア) 直営・請負の別
- (イ) 着工年月日
- (ウ) 完了年月日
- ク 仮設施工工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- (8) その他参考事項

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第 5 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

資金状況調

区分 月 別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

医療療養病床転換整備事業費補助金調書

____年度

市町名_____

県			市 町										備 考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	左のうち 県補助金額	支出済額	左のうち 県補助金額	翌年度 繰越額	左のうち 県補助金額		

(注) 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては款項目節を、歳出にあつては款項目をそれぞれ記入すること。
 2 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

様式第7号(用紙 日本産業規格A4縦型)

医療療養病床転換整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療療養病床転換整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容 別添 変更事業計画書のとおり
- 3 補助金所要額

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 前回までの交付決定金額 | 円 |
| (2) 今回変更承認申請額 | 円 |
| (3) 差引増減金額 | 円 |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号(用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療療養病床転換整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 9 号 (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

精算額一覧表

(単位：円)

転換前		転換先		精算額
施設の種類	施設の名称	施設の種類	施設の名称	
計				

精 算 額 内 訳 書

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

(単位：円)

整備 区分	病床数	転換前 病床数 a	転換先 施設 床数	補助基 準単価 b	基準額 A (=a×b)	対象軽 費の実 支出額 B	総事業費 C		寄附金 その他の 収入額 D	差引額 E (=C-D)	選定額 F	補助金 所要額 G	初年度 (割合)	翌年度 (割合)
							初年度 (割合)	翌年度 (割合)						
合計														

平成 20 年 4 月 17 日老発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の ① に規定する抵当権設定の有無。	有	無
---	---	---

- (注) 1 「病床数」欄には、医療機関における当該療養病床数及び一般病床数の合計を記載すること。
 2 「転換前病床数」欄には、転換する病床数を記載すること。
 3 「転換先施設床数」欄には、転換前病床数に対応する転換先施設の新設床数を記載すること。
 4 「総事業費」欄には、年度をまたがる場合は、年度分割して、その割合を括弧内に記載すること。
 5 「選定額」欄には、A 欄、B 欄及び E 欄の額を比較して最も低い額を記載すること。
 6 「補助金所要額」欄には、「選定額」のうち、1,000 円未満の端数を切り捨てたものを記載し、年度をまたがる場合は、「総事業費」の年度分割と同じ割合で分割し、その割合を括弧内に記載すること。

1 施設の概要

	転換前施設の概要	転換先施設の概要
施設の名称		
施設の種別		
設置主体(経営主体)		
施設の所在地		
病床数又は利用定員		

2 転換に伴う工事

(1) 整備区分

改修、改築、創設の別

(2) 本体工事

ア 改修に係る部分

(ア) 改修部分の面積_____㎡

(イ) 対象病床数_____床

イ 創設に係る部分

(ア) 敷地面積_____㎡

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))

(ウ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

(エ) 建物の構造_____造

(オ) 対象病床数_____床

ウ 改築に係る部分

(ア) 敷地面積_____㎡

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))

(ウ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

(エ) 建物の構造_____造

(オ) 対象病床数_____床

(3) 解体撤去工事

ア 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

イ 建物の構造_____造

ウ 建築年月日

エ 補助金の区分

オ 処分(取りこわし)年月日

(4) 仮設施設工事

ア 建物の面積 建築面積_____㎡、延べ面積_____㎡

イ 建物の構造_____造

(5) 整備費内訳

ア (2)アに係る工事費 _____円

(2)イに係る工事費 _____円

(2)ウに係る工事費 _____円

イ 小計(主体工事費) _____円

ウ 工 事 事 務 費 _____円

エ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) _____円

(仮設設備整備工事費) _____円

オ そ の 他 工 事 費 _____円

カ 合 計 _____円

(6) 財源内訳

ア 県 費 補 助 金 _____円

イ ○ ○ 補 助 金 _____円

ウ 設 置 者 負 担 金 _____円

(内訳)自己資金 _____円

(働)福祉医療機構借入金 _____円

民間借入金 _____円

寄附金 _____円

その他() _____円

エ 合 計 _____円

(7) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 工期

キ 年度別出来形

(ア) 初年度工事分

(イ) 翌年度工事分

キ 解体撤去工事関係

- (ア) 直営・請負の別
- (イ) 着工年月日
- (ウ) 完了年月日
- ク 仮設施工工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- (8) その他参考事項

様式第 12 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

(施工業者)
名 称
代表者 氏 名

工事契約金額報告書

発注者(委託者) _____と請負者(受託者) _____は、 _____施設建設
工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約) を次のとおり締結し施工したことを報告する。

	契約年月日	金 額
当初 _____ 工事請負契約	年 月 日	金 円
_____ 変更契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 13 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

請求書 (概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)を受けた医療療養病床等転換整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(市町にあつては、市町長 氏 名)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 14 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療療養病床転換整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要返納相当額)

金 _____ 円

- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名